

池田市で長期優良住宅の認定を受けられた申請者の皆様へ

1. 計画を変更される場合

認定を受けられた住宅について、長期優良住宅建築等計画の変更をされる場合は、軽微な変更を除き、変更後の計画について認定を受ける必要があります（法第8条）。

計画を変更される場合は、事前にご相談をお願いします。

2. 工事完了後の手続き

今回認定を受けられた住宅の工事が完了した日から 30 日以内に、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築工事が完了した旨の報告書「工事完了報告書（市様式第7号）」を以下の URL のフォームに提出してください。

提出先フォームの URL（インターネット） <https://logoform.jp/form/7xtY/576816>

報告書には建築工事が完了したことを確認した建築士等による署名等が必要となりますので、設計等を担当した建築士にご依頼のうえ、提出をお願いします。

3. 計画的な維持保全

認定を受けた住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、維持保全に関する計画に沿って定期的な点検を行い、必要に応じて修繕等を行うことが重要です。

適切な維持保全を行うことにより、良好な居住環境が維持され、長い目で見た維持保全に係る費用の軽減や、資産価値の維持などが期待できます。

また、認定計画実施者は、池田市より維持保全状況について報告を求められた場合は、状況報告書（市様式第8号）により提出をお願いします。

4. 申請図書等の保存

長期優良住宅に関する各種申請等の書類は、法律により保存が義務付けられています（法第11条）。

大切に保存するようお願いします。

5. 地位の承継について

将来、住宅を売却等により手放される場合は、それまでの維持管理等の記録を次の所有者に引き継いでいただきますようお願いします。

地位の承継の承認（法第10条）の提出（規則第7号様式）を行い、次の所有者が引き続き適切に維持管理を行うことにより、良質な住宅を引き続き維持することができます。

「お問合せ先」 池田市 審査指導課
TEL 072-752-1111